

2022年2月14日

各位

会社名 ライオン株式会社  
代表者 代表取締役 社長執行役員  
          掬川正純  
          (コード番号 4912 東証第一部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーションセンター部長  
          藤澤 靖  
          (TEL 03-3621-6661)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月30日開催予定の第161期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループは、中長期経営戦略フレーム「Vision 2030」で掲げる経営ビジョン「次世代ヘルスケアのリーディングカンパニーへ」の実現に向け、「4つの提供価値領域における成長加速」を主要戦略として推進しております。こうした当社事業の変革に柔軟かつ機動的に対応するとともに、当社グループが取り組む事業内容をより明確にするため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 当社グループのシナジーを高めイノベーションの創出ならびに業務効率の向上に資するよう、グループ会社を含めた事業拠点を集約し本社を移転することに伴い、現行定款第3条の規定に定める本店の所在地を東京都墨田区から東京都台東区に変更するものであります。  
また、本変更の効力は、2023年2月28日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって生ずるものとし、この旨を明確にするために附則を設けるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）、および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることに伴い、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月30日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年3月30日（予定）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1. 歯磨、医薬品、医薬部外品および医療機器の製造販売</p>	<p>1. 歯磨、医薬品、医薬部外品および医療機器の製造販売</p>
<p>2. 石鹸、硬化油、脂肪酸、グリセリン、その他油脂工業品の製造販売</p>	<p>2. 石鹸、硬化油、脂肪酸、グリセリン、その他油脂工業品の製造販売</p>
<p>3. 合成洗剤、界面活性剤、その他石油系・油脂系合成品の製造販売</p>	<p>3. 合成洗剤、界面活性剤、その他石油系・油脂系合成品の製造販売</p>
<p>4. 化粧品、香粧品、衛生用品、日用雑貨および化粧用器具の製造販売</p>	<p>4. 化粧品、香粧品、衛生用品、日用雑貨および化粧用器具の製造販売</p>
<p>5. 食品、食用油脂および食品添加物の製造販売</p>	<p>5. 食品、食用油脂および食品添加物の製造販売</p>
<p>6. 酸素、水素、化学薬品、工業用薬品および農業用薬剤の製造販売</p>	<p>6. 酸素、水素、化学薬品、工業用薬品および農業用薬剤の製造販売</p>
<p>7. 合成樹脂系製品、その他高分子化合物の製造販売</p>	<p>7. 合成樹脂系製品、その他高分子化合物の製造販売</p>
<p>8. 各種化学機械・装置および器具の製造販売</p>	<p>8. 各種化学機械・装置および器具の製造販売</p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>9. ペットフードおよびペットケア用品の製造販売</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>10. 衛生、健康、家事、食品および美容等に関する情報提供、サービスの企画、開発、販売、実施および施設の運営</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>11. 衛生、健康、家事、食品および美容等に関する事業支援および受託</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>12. 衛生、健康、家事、食品および美容等に関する装置、ソフトウェア等の設計、制作、ならびにその技術の販売および指導</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>13. 一般貨物自動車運送業、貨物利用運送業および倉庫業</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>14. 不動産の売買、賃貸および管理業、ならびに旅行業</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>15. 労働者派遣業、有料職業紹介業</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>16. 建設業</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>17. 広告、宣伝代理業</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>18. 飲食業</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>19. 物品賃貸業およびその仲介、ならびに代理業</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>20. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>21. 生命保険の募集に関する業務</u></p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p><u>22. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援</u></p>
<p><u>9. 前各号の原料、製品、副産物の輸出入業務およびその代行</u></p>	<p><u>23. 書籍、事務用機器、事務用品の販売</u></p>
<p><u>10. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>	<p><u>24. 庶務業務の受託</u></p>
	<p><u>25. 前各号の原料、製品、副産物の輸出入業務およびその代行</u></p>
	<p><u>26. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>

(本店の所在地)  
第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

### 第3章 株主総会

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

[新 設]

[新 設]

[新 設]

[新 設]

(本店の所在地)  
第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

### 第3章 株主総会

[削 る]

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 附 則

(本店の所在地)

第1条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、2023年2月28日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。

本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削る。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 変更後の定款第14条は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。

本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削る。

以上